

文化芸術推進基本計画（第 1 期）
中間評価報告書（案）

令和 4 年〇月〇日

文化審議会文化政策部会

目次

はじめに.....	2
文化芸術推進基本計画（第1期）の中間評価（各戦略の評価）	3
1. 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実	4
2. 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現	11
3. 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献	17
4. 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成	24
5. 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成	30
6. 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成	35
（参考）各戦略の評価に当たって参照した、第1期基本計画期間中のグッドプラクティスの例	39

はじめに

「文化芸術推進基本計画～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～（第１期）」（以下、「第１期基本計画」という。）は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を対象として、文化芸術政策の推進に当たって依るべき事項をまとめ、平成 30 年 3 月に閣議決定された。

文化芸術政策の推進に当たっては、第 1 期基本計画に基づき、文化庁をはじめ、内閣府知的財産戦略推進事務局、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省等の関係府省庁等が連携を図りながら、政府として一体的に施策を推進するとともに、地域においては、地方公共団体、地域の文化芸術団体、文化施設、学校、民間事業者、ボランティア等の様々な関係者が密接に連携・協働しつつ、第 1 期基本計画の理念の実現を図るべく、積極的な活動を推進している。

第 1 期基本計画は今後の文化芸術政策の目指すべき姿（４つの目標）や今後の 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）の文化芸術政策の基本的な方向性（６つの戦略）から構成され、さらに、今後 5 年間に推進すべき 170 の基本的な施策を定めており、評価・検証サイクルとして、６つの戦略ごとに評価指標を設定し、毎年度フォローアップを実施するとともに、令和 3 年度に計画期間中の中間評価を実施することとされていた。

評価に当たっては、文化審議会の下に設置されている文化政策部会において、令和元年度及び２年度に分野別ワーキンググループを設置し、第 1 期基本計画のうち特に重要な一部のテーマについてフォローアップを行うとともに、令和 3 年度に 3 回にわたり、第 1 期基本計画全体の中間評価について議論を行ってきた。

本中間評価報告書は、第 1 期基本計画の中間年に当たる令和 2 年度までの各戦略の進捗状況を中心に、令和 3 年度の実施状況も交え、文化審議会文化政策部会における審議の結果を戦略毎に整理したものである。

文化芸術推進基本計画（第 1 期）の中間評価（各戦略の評価）

本章においては、戦略毎にその進捗について①全体評価、②指標の状況、③主な取組から総合的に評価を実施し、さらに、④課題、⑤今後の方向性をまとめている（なお、参考資料として進捗を評価するためのグッドプラクティスをまとめている）。

このうち、②指標の状況については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）及び独立行政法人通則法（平成 13 年法律第 103 号）に基づき文部科学省が実施する政策評価において用いられる「測定指標」や、第 1 期基本計画においてまとめられた「進捗状況を把握するための指標」を用いており、目標値は特に記載がない場合は令和 2 年度における到達目標を示す。

なお、評価に際して用いた測定指標の位置づけとして、評価・検証する際には、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、それぞれの戦略ごとの指標に基づく状況全体から進捗状況を適切に把握することが重要であり、指標は、計画を評価・検証しフォローアップを行う際のよりどころとなるものとされていた。このため、中間評価に当たっても、その達成状況のみをもって、各戦略の進捗状況を評価することとはせず、施策の実施状況やグッドプラクティスも含めて総合的に勘案した結果を「全体評価」としてまとめている。

一部の指標については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を強く受けており、評価において留意が必要であるため、項目に「※」を付している。

1. 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る

I. 全体評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、計画期間2年目終盤（2020年2月）より現在に至るまで、我が国における物理的な人の往来・接触、大規模な催物の開催等が困難となり、期間策定時に想定したものと異なる状況となっている。

よって、**計画期間当初においては**、文化芸術の創造・発展、次世代への継承が図られ、また、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が**一定程度進展したと判断されるものの**、上記のとおり、新型コロナウイルスの影響を受け、国内における芸術文化の体験、公演の開催等の文化芸術活動を十分に実施することが困難な状況であり、計画期間における進捗については、**新たな課題に直面しているところ**、引き続き今後のウィズコロナ時代における文化芸術の振興、文化芸術教育の推進状況を注視する必要がある。

例えば、**文化芸術団体においては**、度々の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出の影響を受け、**十分に本来の活動が継続的に実施できているとは言えず**、音楽コンサート等のライブエンタテインメントに係る公演数・観客動員数・市場規模は大幅に減少しており、文化財の展覧会における入場者数も同様である。

また、**子供の芸術教育・文化芸術体験の充実については**、実施された際の満足度は十分に高いものの、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、**その実施個所数が激減するなどの影響を受けている**。

なお、文化財の保存・継承に関する施策のうち、指定・登録については当初の目標を達成した。また、令和3年の文化財保護法の改正により無形の文化財について登録制度が創設され、生活文化も文化財として保存・活用を図ることができるようになった（令和3年12月末現在、2件）。さらに、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、修理技術者等の確保から文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料の生産までを含めた一体的な体制の整備と計画的な修理等の取り組みを推進する5か年計画として「文化財の匠プロジェクト」を大臣決定するなど、施策の進展がみられる。

II. 指標の状況

1 子供の芸術教育・体験の充実（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	子供達が優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「豊かな心や感性、創造性を育むことができた」と回答した開催校の割合	90% ¹	86.5% (平成29年度)	89.8% (令和2年度)

¹ 「文化芸術による子供育成総合事業」報告書

イ	伝統文化親子教室(教室実施型) 参加者への意識調査のうち、子供が教室終了後も伝統文化等に関わりたいと考える割合	90% ²	89.7% (令和元年度)	90.3% (令和2年度)
ウ	伝統文化親子教室(教室実施型) 参加者への意識調査のうち、保護者が教室終了後も伝統文化等に子供を関わらせたいと考える割合	91.5% ³	91.4% (令和元年度)	93.2% (令和2年度)

2 文化芸術活動の振興（戦略2における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	ライブ・エンタテインメント市場の規模	設定せず ⁴	5,151 億円 (平成29年度)	1,106 億円 (令和2年度)
イ	「日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合」	60% ⁵	47.1 % (平成29年度)	53.3% (令和2年度)
ウ	新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出	毎年度、新進芸術家海外研修制度の研修終了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。 ⁶	例年、研修修了者の中から、ローザンヌ国際バレエコンクールやヨハネス・ブラームス国際コンクール等の、各分野において国際コンクールでの入賞者が多数輩出されている。	
エ	コロナ禍における文化芸術活動の支援（継続支援事業、ARTS for the future 事業）	なし	継続支援事業：約8万件、 ARTS for the future 事業：約7,000件	
オ	コロナ禍における文化施設の支援	なし	730 件の劇場・音楽堂、645 件の博物館を支援	

² 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

³ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

⁴ ぴあ総研調べ https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta20210513.html

⁵ 社会意識に関する世論調査

⁶ 文化庁調べ

3 美術館、博物館の充実（戦略 6 における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	博物館の入場者数・利用者数の増加	1.29 億人 ⁷	1.42 億人 ⁸ (平成 29 年度)	調査中 ⁹

4 障害者による文化芸術活動の振興（戦略 4 における主要な測定指標）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	戦略的芸術文化創造推進事業（共生社会実現のための芸術文化活動の推進）及び障害者による文化芸術活動推進事業の実施団体の業務成果報告書に記載された課題解決目標達成率の平均値	毎年度 80% ¹⁰	87.5%（平成 30 年度）	103.9%（令和 2 年度）

5 文化財の保存・継承（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数	375 件 ¹¹	348 件（平成 29 年度）	380 件（令和 2 年度）
イ	近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数	10,330 件 ¹²	9,625 件（平成 29 年度）	10,678 件（令和 2 年度）
ウ	文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数	200,000 名 ¹³	123,615 件（平成 29 年度）	42,588 件（令和 2 年度）
エ	文化遺産オンラインへの訪問回数	1,999,999 回 ¹⁴	1,884,600 回 (平成 29 年度)	3,079,909 回 (令和 2 年度)

⁷ 社会教育調査調（3 年ごとに実施。なお、直近年度の実績値は直近の調査結果の数値であり、当該年度の実績とは異なる。）

⁸ 平成 30 年度社会教育統計（令和 2 年 3 月公表／調査対象期間：平成 29 年度間）

⁹ 令和 3 年度社会教育調査（調査期間：令和 2 年度間）

¹⁰ 「戦略的芸術文化創造推進事業」（H30）及び「障害者による文化芸術活動推進事業」（R1～）報告書

¹¹ 文化庁「重要文化財（建造物）の指定について」（11 月）

¹² 文化庁「文化審議会の答申（登録有形文化財（建造物）の登録）について」（11 月）

¹³ 文化庁調べ

¹⁴ ポータルサイト管理事業者による報告書

6 地域の文化芸術環境の整備（戦略6における主要な測定指標）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	地域の文化的環境の満足度 （文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等）	60% ¹⁵	33.5%（平成30年度）	36.5%（令和2年度）

7 国語施策の充実

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている」と回答した者の割合	75.0% ¹⁶	64.9%（平成29年度）	73.9%（令和2年度）

8 著作権制度の整備・普及（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	著作権講習会受講者の理解度	毎年度 90%以上 ¹⁷	98.5%（平成29年度）	92.3%（令和2年度）
イ	著作権講習会の受講者数	前3か年の平均人数以上 ¹⁸	2,616人（平成27～29年度）	2,206人（平成30～令和2年度）

※その他、著作権制度に関しては、平成30年度以降、累次の法改正が行われており、継続的に制度改善が図られている。

Ⅲ. 主な取組

①法改正

【平成30年度】

- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立
- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

【令和2年度】

¹⁵ 文化庁調べ※目標設定時は調査方法が対面調査であったものがウェブ調査に変更となり、「わからない」の回答が増加した。「わからない」と回答したものを除いた割合は平成30年度：45.4%、令和2年度：49.5%である。

¹⁶ 国語に関する世論調査

¹⁷ 文化庁調べ

¹⁸ 文化庁調べ

- ・著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の成立

【令和3年度】

- ・文化財保護法の一部を改正する法律の成立
- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

②税制改正

【平成30年度】

- ・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

【令和元年度】

- ・一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設
- ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

【令和2年度】

- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充
- ・美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充

③事業

（子供の芸術教育・体験の充実）

文化芸術による子供育成総合事業、伝統文化親子教室事業、子供文化芸術活動支援事業（劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業）

（文化芸術活動の振興）

芸術祭・芸術選奨、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、日本映画の創造・振興プラン、新進芸術家等の人材育成、国際芸術交流支援事業、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、メディア芸術の創造・発信プラン、障害者による文化芸術活動推進事業、文化施設の感染防止等対策事業、文化芸術の継続支援事業、ARTS for the future!事業、アートキャラバン事業

（文化財の保存・活用等）

有形文化財等の保存整備等、無形文化財等の伝承・公開等、文化財保護対策の検討等、国宝・重要文化財等の買上げ、鑑賞・体験機会等充実のための事業推進文化財管理及び保存活用等、地域文化財総合活用推進事業、世界遺産普及活用・推薦のための事業推進、国産良質材使用推進・供給地活性化事業、アイヌ関連施策の推進、登録有形文化財（建造物）事務担当者連絡会

(国語施策の充実)

国語施策の充実

(著作権)

著作権に関する普及啓発事業、オーファンワークス対策事業、海賊版対策事業

IV. 課題

- ・ 文化芸術活動の振興について、コロナ禍の影響を受ける前は、エンタテインメント市場の規模が増加傾向にあり、政策推進について一定の効果がみられたものの、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市場規模は著しく減少した。こうした状況の変化等についても考慮に入れ、ウィズコロナ時代においても、文化芸術団体が活動を継続し、充実させていくことが可能となるよう、必要な支援を講じていくことを念頭に置く必要がある。
- ・ 子供たちの芸術教育・体験の充実について、コロナ禍の影響を受け、感染拡大防止の観点から、そのための機会は縮小を余儀なくされ、入場者数・利用者数は減少していることから、政策遂行の影響を正しく評価することが困難な状況となった¹⁹。
- ・ 文化財の保存・継承について、文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数は、当初の目標に届いておらず、新型コロナウイルス感染症の影響も見極め、引き続き推進する必要がある。
- ・ 著作権講習会の受講者数は、当初の目標に届いておらず、新型コロナウイルス感染症の影響も見極め、引き続きその増加に向けた取組を推進する必要がある。また、関係者の意見も聴取しつつ、必要な制度改善を進めていくことが求められる。

V. 今後の方向性

指標の達成状況については、目標を達成しているものや、国語施策の充実などの分野で、おおむね目標を達成しているものも見受けられるものの、文化芸術活動の推進、子供の文化芸術教育の機会などの分野については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。

残された計画期間中においては、感染拡大防止策を適切に講じつつ、計画していた取組を継続して行うことにより、「文化芸術の創造・発展継承と豊かな文化芸術教育の充実」の実現を図ることとなる。

コロナ禍の影響を受け明らかになったこととして、我が国の文化芸術の担い手の活動基盤が脆弱である点があげられ、この点を強固なものとするため、文化芸術の担い手同士が互いに助け合い、技芸を守ることができる環境を創造することが重要である。例えば、活動に際して適切に契約を締結する慣行が十分に浸透していない等、文化芸術の担い手が置かれた不安定な状況を改善し、安定した活動を支援する

¹⁹ 文化芸術による子供育成総合事業においては、令和2年度の実施校数は3,774校で、体験児童生徒数は、巡回事業・派遣事業・コミュニケーション能力向上事業の3事業をあわせて計464,718名となった。

ための方策などはその検討が急務であると考えられる。こうした検討と併せて、文化芸術への支援の在り方として、早急に我が国としてアーツカウンシル機能を強化することが重要である。

上記と併せて、中長期的に我が国の文化芸術の担い手を確保する方策を検討することが必要である。例えば子供たちの文化芸術活動の鑑賞機会を確保するための方策、芸術教育の在り方等について適切に検討することが求められる。また、伝統芸能の伝承者を確保し、養成するため、独立行政法人日本芸術文化振興会にて実施する伝統芸能伝承者養成事業の活性化を図る。

文化財の保存・継承については、令和３年の文化財保護法の改正により無形の文化財について登録制度を創設するなど制度について進捗がみられたところである。こうした新たな登録制度も活用しながら我が国の誇る多様な文化財を適切に保存し、次世代へと確実に継承するための取組を一層促進することとする。

さらに、修理技術者等の確保から文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料の生産までを含めた一体的な体制の整備と計画的な修理等の取組を推進する５か年計画として大臣決定した「文化財の匠プロジェクト」に基づき、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を推進していく。

著作権政策については、DX時代に対応した著作権制度の在り方について、令和３年１２月の文化審議会著作権分科会において「DX時代に対応した『簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」及び「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」を中間まとめとして公表しており、上記以外の審議事項も含めて引き続き議論を進めていく。

なお、第２期基本計画の策定に当たっては、各事業を通じた社会への還元など、現在設定している目標や指標とは異なる観点も含め、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮する。

2. 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌(ほう)芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活(い)かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

I. 全体評価

戦略2の進捗状況を判断するにあたっては、①アート市場の活性化をはじめとする文化と経済の結びつきの進展、②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動の停滞を考慮に入れる必要がある。

まず、計画策定時と比べても、アートの社会的・経済的価値に対する関心が高まり、市場の活性化を通じた文化と経済の好循環の創出がより一層求められるようになっている。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、計画期間2年目終盤（2020年2月）より現在に至るまで、全世界的に物理的な人の往来・接触、大規模な催物の開催等が困難となり、期間策定時に想定したものと異なる状況となっている。

こうした点に鑑み、以下の通り判断する。

計画期間当初においては、文化経済戦略（平成29年策定）に基づき、文化芸術に対する効果的な投資が行われ、メディア芸術の振興等が図られることにより、文化芸術によるイノベーションの実現の萌芽が見られたと考えられることから、「**想定通り進展していた**」と判断されるものの、**アート市場の活性化をさらに強力に推進する要請の高まり**がみられていた。

その後、上記のとおり、新型コロナウイルスの影響を受け、文化と経済の好循環の創出をめぐる環境は厳しく、**文化芸術によるイノベーションの実現に向けた新たな課題に直面していると判断される**。

アート市場の活性化については、測定指標の目標値を上回る市場規模の拡大は確認できるものの、世界的なアート市場への関心の高まりを受け、**消費者に加え企業や行政とアートとの接点を拡大し、多方面にわたり需要の拡大を図っていくことが必要**である。

また、**文化観光については**、文化庁における専門部署の設置や、文化観光推進法の成立等により文化観光を推進するための体制や枠組みの整備は一定程度進んだものの、**新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光需要が大幅に減少していることなどを踏まえ、観光需要の回復に備えた取組が必要**となっている（例えば、博物館・美術館における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、オンライン予約やチケットレスサービスが全国的に普及することとなった。こうしたコロナ禍への対応により進展した取組をさらに着実に推進していくことが求められている）。

Ⅱ. 指標の状況

1 文化芸術によるイノベーション創出・国家ブランド構築

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	文化経済産業の経済規模（文化GDP）	令和7年度に18兆円 ²⁰	約10.1兆円（平成28年度）	約10.5兆円（平成30年度）
イ	アート市場規模の拡大	7% ²¹	3.6%（平成29年度）	4.3%（令和2年度）

※計画の策定後、文化統計に関する新たな測定手法の作成に関する国際的な議論の深化がなされているところ。

2 文化資源を活用した付加価値創出（観光等）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	整備を実施した観光拠点における外国人旅行者の満足度	90% ²²	71.3%（令和元年度）	調査中（令和2年度）
イ	整備を実施した観光拠点における訪日外国人旅行者数の目標値の達成度	80% ²³	41.7%（令和元年度）	5.1%（令和2年度）
ウ	有識者からなる「審査・評価委員会」において確認された訪日外国人旅行者数が目標値の80%以上となった事業者の割合	80% ²⁴	50.6%（令和元年度）	調査中（令和2年度）
エ	文化財を核とする観光拠点数	200箇所 ²⁵	139箇所（平成29年度）	234箇所（令和2年度）

²⁰ 文化庁「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査」

²¹ 日本のアート産業に関する市場レポート2020（一般社団法人 アート東京）、The Art Basel and UBS Global Art Market Report 2021

²² 文化庁調べ

²³ 文化庁調べ

²⁴ 「主催・共催型」「公募助成型」プロジェクトの各事業者別報告書

²⁵ 文化庁調べ

3 メディア芸術の振興（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	ライブ・エンタテインメント市場の規模	設定せず ²⁶	5,151 億円 （平成 29 年度）	1,106 億円 （令和 2 年度）
イ	「日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合」	60% ²⁷	47.1 %（平成 29 年度）	53.3%（令和 2 年度）
ウ	新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出	毎年度、新進芸術家海外研修制度の研修終了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。 ²⁸	例年、研修修了者の中から、ローザンヌ国際バレエコンクールやヨハネス・ブラームス国際コンクール等の、各分野において国際コンクールでの入賞者が多数輩出されている。	

4 我が国の生活に根ざした暮らしの文化の振興（戦略 1 における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、子供が教室終了後も伝統文化等に関わりたいと考える割合	90% ²⁹	89.7% （令和元年度）	90.3% （令和 2 年度）
イ	伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、保護者が教室終了後も伝統文化等に子供を関わらせたいと考える割合	91.5% ³⁰	91.4% （令和元年度）	93.2% （令和 2 年度）
ウ	国民文化祭の全都道府県での開催	33 都道府県 ³¹	31 都道府県 （平成 29 年度）	33 都道府県 （令和 2 年度）

²⁶ ぴあ総研調べ https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta20210513.html

²⁷ 社会意識に関する世論調査

²⁸ 文化庁調べ

²⁹ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

³⁰ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

³¹ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

5 美術館、博物館の充実（戦略 6 における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	博物館の入場者数・利用者数の増加	1.29 億人 ³²	1.42 億人 ³³ (平成 29 年度)	調査中 ³⁴

6 著作権制度の整備・普及（戦略 1 における主要な測定指標）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	著作権講習会受講者の理解度	毎年度 90%以上 ³⁵	98.5%（平成 29 年度）	92.3%（令和 2 年度）
イ	著作権講習会の受講者数	前 3 か年の平均人数以上 ³⁶	2,616 人（平成 27～29 年度）	2,206 人（平成 30～令和 2 年度）

※その他、著作権制度に関しては、平成 30 年度以降、累次の法改正が行われており、継続的に制度改善が図られている。

Ⅲ. 主な取組

①法改正

【平成 30 年度】

- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

【令和 2 年度】

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の成立
- ・著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の成立

【令和 3 年度】

- ・文化財保護法の一部を改正する法律の成立
- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

②税制改正

【令和元年度】

- ・一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設

【令和 2 年度】

- ・美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充

³² 社会教育調査調（3 年ごとに実施。なお、直近年度の実績値は直近の調査結果の数値であり、当該年度の実績とは異なる。）

³³ 平成 30 年度社会教育統計（令和 2 年 3 月公表／調査対象期間：平成 29 年度間）

³⁴ 令和 3 年度社会教育調査（調査期間：令和 2 年度間）

³⁵ 文化庁調べ

³⁶ 文化庁調べ

③組織再編

【平成 30 年度】

・平成 30 年 10 月 文化庁に文化経済・国際課を設置

【令和 2 年度】

・令和 2 年 4 月 文化庁に参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）を設置

④事業

（文化芸術によるイノベーション創出・国家ブランド構築）

文化経済戦略の推進、芸術家・文化人等による日本文化発信・相互交流、国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応、国際文化交流・協力の推進、文化芸術の海外発信拠点形成、東アジア文化交流推進、文化財の国際協力の推進

（文化資源を活用した付加価値創出（観光等））

文化財等の多言語解説整備支援(多言語解説整備)、「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充（国際観光旅客税財源）、Living History（生きた歴史体感プログラム）（文化財の活用整備）（国際観光旅客税財源）、日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信（国際観光旅客税財源）、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

（メディア芸術の振興）

メディア芸術の創造・発信、日本映画の創造・交流・発信

（日本博をはじめとする文化プログラム）

「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充（国際観光旅客税財源）、我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信の推進、文化芸術創造拠点形成

（我が国の生活に根ざした暮らしの文化の振興）

伝統文化親子教室、国民の文化活動を全国的な規模で発表する機会の提供

（文化芸術活動の振興）

芸術祭・芸術選奨、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、日本映画の創造・振興プラン、新進芸術家等の人材育成、国際芸術交流支援事業、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、メディア芸術の創造・発信プラン

（消滅の危機にある言語・方言の状況改善）

危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

(著作権)

著作権に関する普及啓発事業、情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究

IV. 課題

- ・ アート市場の活性化については、文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループ報告書に基づく、アートの本質的／社会的／経済的価値の向上を進めるとともに、アートの国際的な拠点化を進める必要がある。消費者に加え企業や行政とアートとの接点を増やし、多方面にわたるアート市場を創出する必要がある。
- ・ 文化資源を活用した付加価値創出（観光等）について、第1期計画策定中から策定後にかけて、我が国に対する外国人旅行者は増加の一途をたどり、観光需要の増加、文化資源の活用も進展していたが、文化施設における多言語化対応をはじめ、引き続きその進展を図る必要があった。そうした中、コロナ禍の影響を受け、外国人旅行者数は激減し、政策遂行の影響を正しく評価することが困難な状況となった。「満足度」については、コロナ禍の影響を考慮せずに施策の進捗を測定することは可能であるが、母集団の大幅な減少は、比較対象として適切とは言えない。これらを踏まえ、観光需要の回復に備えた文化観光の推進方策等について、検討を進める必要がある。

V. 今後の方向性

指標の達成状況については、目標を達成しているものもあるが、アート市場の活性化、文化観光の推進などの分野については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。

残された第1期基本計画期間中においては、感染拡大防止策を適切に講じつつ、計画していた取組を継続して行うことにより、「文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」を図ることとなる。

文化観光の推進については、日本遺産の認定において100件程度認定することとした方針を達成したほか、文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の認定等、一定の進展を見せている。2期計画においては、観光需要の回復に備え、文化観光の推進による文化振興・観光振興・地域活性化の好循環の創出を推進する。

第2期基本計画の策定に当たっては、各事業を通じた社会への還元など、現在設定している目標や指標とは異なる観点も含め、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮する。

なお、文化経済に関する施策を検討するため令和3年12月に文化審議会に新たに文化経済部会が設置されており、令和3年度中をめどに、我が国の文化と経済の好循環を生み出すための方策について、方向性を取りまとめる予定である。

3. 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020 年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

I. 全体評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、計画期間 2 年目終盤（2020 年 2 月）より現在に至るまで、全世界的に物理的な人の往来・接触、大規模な催物の開催等が困難となり、期間策定時に想定したものと異なる状況となっている。

よって、計画期間当初においては、国際文化交流・協力、日本博の展開等を通じた日本文化の積極的な発信が一定程度実現していたと判断されるものの、上記のとおり、新型コロナウイルスの影響を受け、国際文化交流・協力及び日本文化の発信を十分に実施することが困難な状況であり、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を実現するための政策手法の再検討を要する状況変化が生じたものと判断される。

例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、2020 年に開催が予定されていた第 32 回オリンピック競技大会（東京/2020）・東京 2020 パラリンピック競技大会の開催が延期され、日本博の展開についても、想定されていた形態による実施が十分にできていないなどの状況にあることから、2021 年に実施された大会終了後の在り方も含め、今後の計画期間においては、新たな視点に基づく戦略の推進が必要不可欠である。

同様に、日本語教育の推進については、主な日本語学習者である外国人留学生の入国者数が新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しているため、事業の効果を正確に判断することが困難であることに留意が必要である。

II. 指標の状況

1 国際的な文化芸術事業、日本文化の対外発信、我が国のブランド力の向上

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	日本と諸外国との文化交流が、両国の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながると回答する者の割合	50% ³⁷	40.9%（平成 30 年度）	45.1%（令和 2 年度）
イ	文化遺産の国際協力において実施した事業件数	12 件 ³⁸	11 件（平成 29 年度）	14 件（令和 2 年度）

³⁷ 文化に関する世論調査

³⁸ 文化庁調べ

2 日本博をはじめとする文化プログラムの推進（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	文化プログラム等の認証件数（令和 3 年 8 月末時点での累計値）	設定せず	東京 2020 文化オリンピック：約 1200 件（平成 29 年度）	約 5600 件（令和 3 年度） ³⁹
			Beyond2020 プログラム：約 3200 件（平成 29 年度）	約 19300 件（令和 3 年度） ⁴⁰
			文化情報プラットフォームへの文化イベント掲載件数：約 3200 件（平成 29 年度）	約 29100 件（令和 3 年度） ⁴¹
			日本博採択・認証件数：910 件（平成 31 年以降） ⁴²	
イ	有識者からなる「審査・評価委員会」において確認された訪日外国人旅行者数が目標値の 80%以上となった事業者の割合	80% ⁴³	50.6%（令和元年度）	調査中（令和 2 年度）

3 文化芸術によるイノベーション創出・国家ブランド構築（戦略 2 における主要な測定指標）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	文化経済産業の経済規模（文化 GDP）	令和 7 年度に 18 兆円 ⁴⁴	約 10.1 兆円（平成 28 年度）	約 10.5 兆円（平成 30 年度）
イ	アート市場規模の拡大	7% ⁴⁵	3.6%（平成 29 年度）	4.3%（令和 2 年度）

※計画の策定後、文化統計に関する新たな測定手法の作成に関する国際的な議論の深化がなされているところ。

³⁹ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会調べ（※速報値）

⁴⁰ 文化庁調べ

⁴¹ 文化庁調べ

⁴² 文化庁調べ

⁴³ 「主催・共催型」「公募助成型」プロジェクトの各事業者別報告書

⁴⁴ 文化庁「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査」

⁴⁵ 日本のアート産業に関する市場レポート 2020（一般社団法人 アート東京）、The Art Basel and UBS Global Art Market Report 2021

4 文化資源を活用した付加価値創出（観光等）（戦略2における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	整備を実施した観光拠点における外国人旅行者の満足度	90% ⁴⁶	71.3% （令和元年度）	調査中 （令和2年度）
イ	整備を実施した観光拠点における訪日外国人旅行者数の目標値の達成度	80% ⁴⁷	41.7%（令和元年度）	5.1%（令和2年度）
ウ	文化財を核とする観光拠点数	200 箇所 ⁴⁸	139 箇所（平成29年度）	234 箇所（令和2年度）

5 文化遺産保存修復に関する国際協力（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況		文化遺産保護に関する人材養成研修等のために派遣した人数：185 人（平成28年度）	0 人（令和2年度）※オンライン等で実施
			文化遺産保護に関する人材養成研修等に海外から参加・招へいした人数：875 人（平成28年度）	243 人（令和2年度）※オンライン等で実施

⁴⁶ 文化庁調べ

⁴⁷ 文化庁調べ

⁴⁸ 文化庁調べ

6 文化芸術活動の振興（戦略 1 における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	「日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合」	60% ⁴⁹	47.1 %（平成 29 年度）	53.3%（令和 2 年度）
イ	新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出	毎年度、新進芸術家海外研修制度の研修終了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。 ⁵⁰	例年、研修修了者の中から、ローザンヌ国際バレエコンクールやヨハネス・ブラームス国際コンクール等の、各分野において国際コンクールでの入賞者が多数輩出されている。	

7 美術館、博物館の充実（戦略 6 における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前		計画期間後
ア	博物館の入場者数・利用者数の増加	1.29 億人 ⁵¹	1.42 億人（平成 29 年度） ⁵²		調査中 ⁵³
イ	劇場・音楽堂等における多言語化対応の状況（施設の多言語化について、「対応している」「一部のみ対応している」と回答した国公立劇場・音楽堂等の割合 ⁵⁴	なし	国公立全体	15.9 %（平成 28 年度）	21.6 %（令和元年度）
			国立	100%（平成 28 年度）	87.5 %（令和元年度）
			政令市	45.5 %（平成 28 年度）	50.4 %（令和元年度）
			政令市	27.2 %（平成 28 年度）	36.1 %（令和元年度）
			市・特別区（30 万人以上）	28.3 %（平成 28 年度）	36 %（令和元年度）

⁴⁹ 社会意識に関する世論調査

⁵⁰ 文化庁調べ

⁵¹ 社会教育調査調（3 年ごとに実施。なお、直近年度の実績値は直近の調査結果の数値であり、当該年度の実績とは異なる。）

⁵² 平成 30 年度社会教育統計（令和 2 年 3 月公表／調査対象期間：平成 29 年度間）

⁵³ 令和 3 年度社会教育調査（調査期間：令和 2 年度間）

⁵⁴ 文化庁「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」（委託実施主体：（公社）全国公立文化施設協会）

8 日本語教育の振興（※）

	指標項目	目標	計画期間前	経過	計画期間後
ア	在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	10% ⁵⁵	9.4%（平成29年度）	9.5%（令和元年度）	5.6%（令和2年度）
イ	国内外の日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加割合	△1.6% ⁵⁶	10.0%（平成29年度）	7.0%（令和元年度）	△4.2%（令和2年度）
ウ	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	30,694名 ⁵⁷	27,056名（平成29年度）	31,826名（令和元年度）	26,155名（令和2年度）
エ	日本を留学先として選んだ理由として、「日本語・日本文化を勉強したかったため」と回答した割合 ⁵⁸		48.2%（平成29年度）		44.3%（令和元年度）

※新型コロナウイルス感染拡大により、外国人の入国が著しく制限されており、新規学習者の減少により、日本語学習者の数が減少していることから、令和2年度以降の状況について一律の評価は困難である。

Ⅲ. 主な取組

①法改正

【令和元年度】

- ・日本語教育の推進に関する法律の成立

【令和2年度】

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の成立

②税制改正

【令和元年度】

- ・一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設

【令和2年度】

- ・美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充

⁵⁵ 文化庁「国内における日本語教育の概要」、法務省「在留外国人統計」

⁵⁶ 文化庁「国内における日本語教育の概要」、法務省「在留外国人統計」

⁵⁷ 文化庁「国内における日本語教育の概要」

⁵⁸ （独）日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」

③事業

（国際的な文化芸術事業、日本文化の対外発信、我が国のブランド力の向上）

文化経済戦略の推進、芸術家・文化人等による日本文化発信・相互交流、国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応、国際文化交流・協力の推進、文化芸術の海外発信拠点形成、東アジア文化交流推進、文化財の国際協力の推進

（日本博をはじめとする文化プログラムの推進）

「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充（国際観光旅客税財源）、我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信の推進、文化芸術創造拠点形成、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

（外国人に対する日本語教育の推進）

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業、「生活者のための外国人」のための日本語教育事業、日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

（著作権）

著作権に関する普及啓発事業、アジア地域著作権制度普及促進事業（世界知的所有権機関拠出金）、海賊版対策事業

IV. 課題

- ・ 国際文化交流については、我が国と対象国との間の相互理解や信頼関係を深めるとともに、我が国の文化芸術の更なる発展及び我が国の国際ブランド力の向上に向け、戦略的な発信を行う必要がある。また、文化遺産の国際協力については、我が国の知見を生かした文化遺産保護への貢献を目指して、引き続き進展を図る必要がある。
- ・ 日本博をはじめとする文化プログラムの推進について、外国人に関しては令和元年度には 108 万人の入場者・参加者を迎え⁵⁹、令和 2 年度には 80 万人のオンライン視聴があるなど、一定の進捗があった。一方で、本評価期間に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする状況の変化等を踏まえ、現状のプログラムの開催を支援しつつ、並行してウィズコロナ時代にどのように施策を展開すべきかについて早急に検討を進める必要がある。
- ・ 外国人に対する日本語教育の振興について、教育実施機関・施設等における日本語学習者は増加傾向にあった。しかしながら、コロナ禍の影響を受け、主な日本語学習者である外国人留学生の入

⁵⁹ 独立行政法人日本芸術文化振興会『令和元年度「日本博」開催に係る効果検証報告書』（令和 2 年 3 月）

国者数は激減し、政策遂行の影響を正しく評価することが困難となっており、ウィズコロナ時代の新たな方向性や留意点につき、検討を進める必要がある。

- ・ 文化資源を活用した付加価値創出（観光等）については、本評価期間の間に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外の観光需要は大幅に減少していることから、観光需要の回復に備えた文化観光の推進方策について、慎重に検討を進める必要がある。

V. 今後の方向性

指標の達成状況については、目標を達成しているものも見受けられるものの、文化観光の推進や、日本博の開催、外国人に対する日本語教育の振興などの分野については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。

残された第1期基本計画期間中においては、感染拡大防止策を適切に講じつつ、計画していた取組を継続して行うことにより、「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献」の実現を図ることとなる。

なお、第2期基本計画の策定に当たっては、各事業を通じた社会への還元など、現在設定している目標や指標とは異なる観点も含め、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮する。

なお、令和3年12月に、文化審議会の下に新たに設置された文化経済部会の下に、グローバル展開ワーキンググループを設置し、我が国の文化芸術の国際的な評価、関心を高める方策や戦略的な展開等について検討を進めている。

4. 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

I. 全体評価

子供から高齢者まで、障害の有無や国籍に関わらず、国民が広く文化芸術活動に触れることができる社会の実現に向けた取組を推進してきており、「文化に関する世論調査」によれば、令和元年度における国民の「鑑賞活動（映画、文化財、美術等）」⁶⁰への参加割合は、平成28年度と比べて大幅な上昇を見せており、**一定の進捗が見られたものと判断**できる（平成15年度以降で最も割合が高い。）。

また、上記の世論調査においては、**若年層による文化芸術活動の参加割合についても**、全世代と同様に伸びを示している。併せて、子供たちが地域の中核となる劇場・音楽堂において質の高い公演に容易に触れることができるよう、18歳以下の子供たちが、一定の条件を満たした劇場・音楽堂等において無料で公演を観賞することを支援する事業を新規で立ち上げるなど、**環境整備も含めて一定の進捗が見られたものと判断**できる。

高齢者層の文化芸術活動への参加割合についても、全世代、若年層と同様に、令和元年度における鑑賞活動への参加割合は**増加傾向が見られる**。

さらに、**障害者の文化芸術活動の振興について**は、文化庁の実施事業（共生社会実現のための文化芸術活動の推進を実施する団体を支援するもの）において、実施団体において目標を達成できた割合が目標とした水準を達成するなど、**一定の進捗が見られたものと判断**できる。

一方で、**鑑賞活動以外の活動**（作品の創作、音楽の演奏、映画への出演、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加等）⁶¹への参加割合は、**全世代、若年層、高齢者ともに、現状維持または減少傾向にあり、2期に向けた課題**と考えられる。

また、あらゆる地域で多様な文化芸術に気軽に触れる環境の整備として、**我が国が誇る文化財等の文化資源をオンラインで公開する取組も、一定の進展を見せており**、訪問者数について大幅な伸びを示しているところである。

なお、他の戦略と同様、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度における国民の文化芸術活動への参加割合は急激に減少しているところである。上記文化遺産オンライン訪問者数の増加についても、コロナ禍による外出自粛や巣ごもり需要の増大などの影響を受けているものと推察される。

⁶⁰ 映画、歴史的な建物や遺跡、名勝地等の文化財、美術、アニメ映画、博物館、ポップス、ロック、オーケストラ、ミュージカル、演芸、現代演劇、食文化の展示・イベント、花展、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加、伝統芸能（歌舞伎、能・狂言等）、ストリートダンス、民俗舞踊、バレエ、日本舞踊等

⁶¹ 文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作、音楽演奏や演劇・舞踊・映画への出演など、音楽・バレエ、ダンス、美術などの習い事の受講、茶道・華道・書道などの習い事の受講、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加等

Ⅱ. 指標の状況

1 国民（18 歳以上）、若年層（未就学児～高校生）、高齢者（60 歳以上）、障害者の文化芸術活動の参加割合

	指標項目	目標		計画期間前	経過	計画期間後
ア	国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合 ⁶²	鑑賞	80%	59.2 %（平成 28 年度）	67.3 %（令和元年度）	41.8 %（令和 2 年度）
		鑑賞以外	40%	28.1 %（平成 28 年度）	21.7 %（令和元年度）	14.2 %（令和 2 年度）
イ	未就学児～高校生の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	鑑賞 ⁶³	なし	50.3 %（平成 30 年度）	58.6 %（令和元年度）	40.6 %（令和 2 年度）
		鑑賞以外 ⁶⁴	なし	32.2 %（平成 30 年度）	28.8 %（令和元年度）	21.6 %（令和 2 年度）
ウ	高齢者の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	鑑賞 ⁶⁵	なし	44.9 %（平成 28 年度）	66.3 %（令和元年度）	33.5 %（令和 2 年度）
		鑑賞以外 ⁶⁶	なし	28.7 %（平成 28 年度）	21.2 %（令和元年度）	11.3 %（令和 2 年度）
（参考）	障害者の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合（7 歳以上） ⁶⁷	鑑賞		44.6 %（平成 29 年度）		
		鑑賞以外		29.3 %（平成 29 年度）		

※ 令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により軒並み減少している。

⁶² 「文化に関する世論調査」（平成 28 年度は内閣府が対面実施、平成 30 年度からは文化庁がウェブ実施）

⁶³ 「文化に関する世論調査」（文化庁）※未就学児～高校生の参加割合は、調査対象者（18 歳以上）の同居の子供（最も下の年齢）の状況を尋ねた回答結果によるもの。

⁶⁴ 「文化に関する世論調査」（平成 28 年度は内閣府が対面実施、平成 30 年度からは文化庁がウェブ実施）

⁶⁵ 「文化に関する世論調査」（平成 28 年度は内閣府が対面実施、平成 30 年度からは文化庁がウェブ実施）

⁶⁶ 「文化に関する世論調査」（平成 28 年度は内閣府が対面実施、平成 30 年度からは文化庁がウェブ実施）

⁶⁷ 文化庁「障害者の文化芸術の鑑賞活動及び創作活動実態調査（平成 29 年度）」

2 子供の芸術教育・体験の充実（※）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	子供達が優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「豊かな心や感性、創造性を育むことができた」と回答した開催校の割合	90% ⁶⁸	86.5% （平成 29 年度）	89.8% （令和 2 年度）
イ	伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、子供が教室終了後も伝統文化等に関わりたいと考える割合	90% ⁶⁹	89.7% （令和元年度）	90.3% （令和 2 年度）
ウ	伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、保護者が教室終了後も伝統文化等に子供を関わらせたいと考える割合	91.5% ⁷⁰	91.4% （令和元年度）	93.2% （令和 2 年度）

※実施校数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、減少している。

3 障害者による文化芸術活動の振興

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	戦略的芸術文化創造推進事業（共生社会実現のための芸術文化活動の推進）及び障害者による文化芸術活動推進事業の実施団体の業務成果報告書に記載された課題解決目標達成率の平均値	毎年度 80% ⁷¹	87.5%（平成 30 年度）	103.9%（令和 2 年度）

4 文化財の保存・継承（戦略 1 における主要な測定指標）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	文化遺産オンラインへの訪問回数	1,999,999 回 ⁷²	1,884,600 回 （平成 29 年度）	3,079,909 回 （令和 2 年度）

⁶⁸ 「文化芸術による子供育成総合事業」報告書

⁶⁹ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

⁷⁰ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

⁷¹ 「戦略的芸術文化創造推進事業」（H30）及び「障害者による文化芸術活動推進事業」（R1～）報告書

⁷² ポータルサイト管理事業者による報告書

5 地域の文化芸術環境の整備（戦略6における主要な測定指標）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	地域の文化的環境の満足度 （文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等）	60% ⁷³	33.5%（平成30年度）	36.5%（令和2年度）

6 日本語教師の養成（戦略5における主要な測定指標）（※）

	指標項目	目標	計画期間前	経過	計画期間後
ア	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	30,694名 ⁷⁴	27,056名 （平成29年度）	31,826名 （令和元年度）	26,155名 （令和2年度）

※新型コロナウイルス感染拡大により、外国人の入国が著しく制限されており、新規学習者の減少により、日本語学習者の数が減少していることから、令和2年度以降の状況について一律の評価は困難である。

Ⅲ. 主な取組

①法改正

【平成30年度】

- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立
- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

【令和元年度】

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の成立
- ・日本語教育の推進に関する法律の成立

【令和2年度】

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の成立

【令和3年度】

- ・文化財保護法の一部を改正する法律の成立
- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

②税制改正

【平成30年度】

⁷³ 文化庁調べ（目標設定時から調査方法が変更）

⁷⁴ 文化庁「国内における日本語教育の概要」

- ・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

【令和元年度】

- ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

【令和２年度】

- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充

③事業

（子供の芸術教育・体験の充実）

文化芸術による子供育成総合事業、伝統文化親子教室事業、子供文化芸術活動支援事(劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業)

（文化芸術活動の振興）

戦略的芸術文化創造推進事業、芸術祭・芸術選奨、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、メディア芸術の創造・発信プラン、障害者による文化芸術活動推進事業、文化芸術創造拠点形成事業、文化施設の感染防止等対策事業

（日本博をはじめとする文化プログラム）

「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充（国際観光旅客税財源）、我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信の推進

（文化財の保存・活用等）

有形文化財等の保存整備等、無形文化財等の伝承・公開等、文化財保護対策の検討等、国宝・重要文化財等の買上げ、鑑賞・体験機会等充実のための事業推進文化財管理及び保存活用等、地域文化財総合活用推進事業、世界遺産普及活用・推薦のための事業推進、国産良質材使用推進・供給地活性化事業、アイヌ関連施策の推進、登録有形文化財（建造物）事務担当者連絡会

（消滅の危機にある言語・方言の状況改善）

危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

（外国人に対する日本語教育の推進）

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業、「生活者としての外国人」のための

日本語教室空白地域解消推進事業、「生活者のための外国人」のための日本語教育事業

(著作権)

著作権に関する普及啓発事業、オフファンワークス対策事業

IV. 課題

- ・ 作品創作や音楽演奏、公演への出演、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加等、自らが文化芸術活動に取り組む（鑑賞以外）といった形態での参加割合が、全世代、若年層、高齢者ともに現状維持又は減少傾向にある。
- ・ 障害者や在留外国人による、文化芸術活動への参画に関する状況が十分に把握できていない。
- ・ 地域の文化的環境の満足度を表すデータについて、総合的な満足度を表すものしかなく、①文化芸術の鑑賞機会について、②創作・参加機会について、③文化財や伝統的町並みの保存・整備について、といった具体的な分野ごとの満足度が把握できないため、課題が十分に把握しきれない。
- ・ なお、評価期間における新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする状況の変化等についても考慮に入れ、ウィズコロナ時代においても、感染対策に十分留意した上での国民による文化芸術活動への参画を促進していくことが可能となるよう、必要な支援を講じていく必要がある。

V. 今後の方向性

- ・ 指標については、一定の進捗が見受けられるものの、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。
- ・ 残された第1期基本計画期間中においては、国内における新型コロナウイルスの感染状況も精査しながら、感染拡大防止策を適切に講じつつ、障害の有無や国籍の差異に関わらず、国民が文化芸術活動に参加することを促進するための取組や環境整備を継続して行っていく。その際、特に、鑑賞以外の自らが文化芸術活動に取り組む形態での参加を促していくことが必要である。
- ・ ウィズコロナ時代を見据え、博物館や美術館、劇場・音楽堂といった文化施設や、建物、遺跡、景勝地等への直接的な移動を伴わずに、そういった文化資源に触れることができる環境を醸成するため、文化遺産オンラインをはじめとする文化に関するアーカイブの整備や、オンライン配信の充実が求められる。

なお、第2期基本計画の策定に当たっては、障害者や在留外国人による文化芸術活動への参加状況を、適切にデータとして収集できるよう検討を進める。そのうえで、データに基づき、障害者や在留外国人が文化芸術に触れる環境を充実することが求められる。

地域の文化環境の満足度に関するデータについて、具体的な施策の検討に活用できるよう、質問項目の細分化など調査方法を工夫改善する。

これらも含めて、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮する。

5. 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

I. 全体評価⁷⁵

舞台技術者・技能者等の技術スタッフ、文化芸術団体の運営に携わる人材、アートマネジメント人材等の確保・育成といった、文化芸術の担い手の確保及び専門性の向上については、計画期間を通じて、劇場・音楽堂等の専門的人材の養成・確保が図られるなど、一定の進捗が見られる。⁷⁶

また、文化財の保存・継承を担う人材の養成については、計画的に次世代の人材確保に取り組むなど、進捗が見られる。一方で、選定保存技術の保持者・保存団体や、文化財の保存に不可欠な原材料を生産する者への支援をはじめ、文化財を適切に保存し、次世代へ確実に継承するための課題は多い。このため、令和3年に決定した「文化財の匠プロジェクト」を推進し、支援の充実を図る必要がある。

日本語教育に携わる人材の養成・研修については、日本語教師養成・研修講座の受講者数について、増加傾向を示すなど、一定の進展が見られる。また、著作権に関する理解促進については、著作権講習会受講者の理解度が毎年9割を超すなど、一定の進捗が見られる。

なお、他の戦略同様、新型コロナウイルスの感染拡大により、計画期間2年目終盤（2020年2月）より現在に至るまで、我が国における物理的な人の往来・接触、大規模な催物の開催等が困難となり、期間策定時に想定したものと異なる状況となっている点には留意が必要である。

例えば、コロナ禍により、①研修等の開催形態の変更（中止、延期、規模縮小、オンライン化等）により、十分な研修機会を確保することが困難となっていたり、②物理的な往来の途絶により、専門的な実務経験を蓄積するための機会が縮小したりといった影響が生じているところである。

II. 指標の状況

1 美術館、博物館の充実（測定指標ウについては、戦略6の主要な測定指標）

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	博物館長研修、学芸員等専門講座の満足度（研修内容が今後の仕事に「大いに役立つ」と回答した者の割合）	60% ⁷⁷	59.0% （平成30年度）	61.8% （令和2年度）
イ	専門人材の確保について「十分に確保		20.3%	27.8%

⁷⁵ 全体評価の検討に当たっては、平成30年度以降に実施された行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価（以下「政策評価」という。）及び独立行政法人評価を参考とした。

今後、関係省庁の施策についても追加予定。

⁷⁶ 子供たちの道徳・情操の涵養及び文化芸術への関心の高まりの促進といった観点に基づく、幼少期からの文化に触れる体験機会の確保による、将来における文化芸術の担い手層の増強といった視点も、人材育成の観点から重要であるが、戦略4において評価を実施しているため、省略する。

⁷⁷ 文化庁調べ

	されている」と回答した劇場の割合 ⁷⁸		(平成 26 年度)	(令和元年度)
ウ	博物館の入場者数・利用者数の増加	1.29 億人 ⁷⁹	1.42 億人 (平成 29 年度) 80	調査中 ⁸¹

2 文化財の保存・継承を担う人材の育成 (戦略 1 の主要な測定指標)

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数	375 件 ⁸²	348 件 (平成 29 年度)	380 件 (令和 2 年度)
イ	近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数	10,330 件 ⁸³	9,625 件 (平成 29 年度)	10,678 件 (令和 2 年度)
ウ	文化財を担当する地方自治体職員等に対する研修の実施			年間約 30 件 受講者数 約 2,000 名 (令和 3 年度)

※例えば、文化財建造物修理主任技術者講習会など、文化財に関する研修を通じ、専門的な人材の育成を図っている。

3 日本語教師の養成

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	30,694 人 ⁸⁴	27,056 人 (平成 29 年度) →31,826 人 (令和元年度)	26,155 人 (令和 2 年度)

⁷⁸ 文化庁調べ

⁷⁹ 社会教育調査調（3 年ごとに実施。なお、直近年度の実績値は直近の調査結果の数値であり、当該年度の実績とは異なる。）

⁸⁰ 平成 30 年度社会教育統計（令和 2 年 3 月公表／調査対象期間：平成 29 年度間）

⁸¹ 令和 3 年度社会教育調査（調査期間：令和 2 年度間）

⁸² 文化庁「重要文化財（建造物）の指定について」（11 月）

⁸³ 文化庁「文化審議会の答申（登録有形文化財（建造物）の登録）について」（11 月）

⁸⁴ 文化庁「国内における日本語教育の概要」

4 著作権制度に関する人材育成

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	著作権講習会受講者の理解度	毎年度 90%以上 ⁸⁵	98.5% (平成 29 年 度)	92.3% (令和 2 年度)
イ	著作権講習会の受講者数	前 3 か年の平均人数以上 ⁸⁶	2,616 人 (平成 27～29 年 度)	2,206 人 (平成 30～令和 2 年度)

Ⅲ. 主な取組

①法改正

【平成 30 年度】

- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立
- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

【令和元年度】

- ・日本語教育の推進に関する法律の成立

【令和 3 年度】

- ・文化財保護法の一部を改正する法律の成立
- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

②税制改正

【平成 30 年度】

- ・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充

【令和元年度】

- ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

③事業

(文化芸術活動の振興)

大学における文化芸術推進事業、メディア芸術クリエイター育成支援事業、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、障害者による文化芸術活動推進事業、学芸員研修事業、博物館等国際交流促進事業

⁸⁵ 文化庁調べ

⁸⁶ 文化庁調べ

(文化財の保存・活用等)

有形文化財等の保存整備等、無形文化財等の伝承・公開等、文化財保護対策の検討等、国宝・重要文化財等の買上げ、鑑賞・体験機会等充実のための事業推進文化財管理及び保存活用等、地域文化財総合活用推進事業、世界遺産普及活用・推薦のための事業推進、国産良質材使用推進・供給地活性化事業、アイヌ関連施策の推進、登録有形文化財（建造物）事務担当者連絡会

IV. 課題

・技術スタッフ等の専門的人材の確保については、定性的な測定指標の設定が困難であるものの、長期的な視点に立った施策展開が必要であり、我が国の文化芸術の担い手の質及び量の向上に向け、他国の事例なども参考とすることが必要である。

・学芸員や教育普及等を担う専門職員の育成について、国として実施する研修の満足度をさらに高めていく必要がある。また、学芸員制度については「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」において制度的課題が指摘されており、中長期的な課題として検討を行うことが必要である。

・伝統芸能の伝承者については、数値目標に基づき、計画的・積極的に推進していくことが求められ、日本芸術文化振興会における伝統芸能伝承者養成事業の研修生を確保することが必要である。

・文化財の適切な修理、用具・原材料の確保のための人材育成については、高齢化や後継者不足により、技術の多くが断絶の危機を迎えており、人材の確保及び質の向上を計画的・積極的に推進していくことが求められる。

文化財の保存・継承を担う人材の育成に係る進捗状況の評価に当たっては、平成 30 年度の改正文化財保護法に基づき、民間団体等からの文化財保存活用支援団体の指定の状況や、文化財保護指導委員の設置状況等について指標として参照すべきである。

・日本語教育に携わる人材の養成・研修や著作権に関する理解促進については、コロナ禍の影響を受けて、国として実施している研修講座や講習会の受講者数が、令和 2 年度に減少したところである。感染対策を十分に講じることを前提として、今後の研修機会をいかに確保するかを検討する必要がある。

V. 今後の方向性

・指標の達成状況については、目標を達成しているものも見受けられるものの、研修事業等については、新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。

・長期的な視野に立って伝統芸能の伝承者を確保し、養成するため、独立行政法人日本芸術文化振興会にて実施する伝統芸能伝承者養成事業の活性化を図る。

・文化財修理、用具・原材料の確保のための人材育成については、第 1 期基本計画期間中に立ち上

げた「文化財の匠プロジェクト」（令和４～８年度の５か年計画）に基づき計画的・積極的に推進していく。

- ・ 日本語教師の養成については、今後の外国人の入国に関する制度の変更等に柔軟に対応するとともに、在留外国人等による日本語学習のニーズを適切に把握し、対応する。

- ・ 第２期基本計画の策定に当たっては、文化芸術の担い手を確保する方策を、多面的かつ長期的に検討する必要がある。その際、文化芸術分野において、契約慣行が十分に浸透していない現状や、我が国文化芸術の価値を国内外へ適切に発信していくことが十分にできていない現状などを改善する方策と一体的となって検討を進めていく。

- ・ 第１期基本計画期間に設定した目標や指標とは異なる観点も含め、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮する。

6. 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能とする枠組み）を形成する。

I. 全体評価⁸⁷

地方自治体、住民、民間団体が連携し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、平成 30 年に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、都道府県が文化財保存活用大綱を策定できることとなり、また、市町村が文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁の認定を受けることが可能となった。これにより、**多くの都道府県や市町村において大綱や計画の策定等が進んでおり、地方における文化財保護の体制強化、地域の連携・協働が進展したものと評価できる。**

また、国内の創造都市に関するネットワーク組織である「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」に参加する自治体が増加しており、文化芸術の持つ創造性を生かした産業振興・地域活性化等の取組を推進する自治体が増加し、**国内及び世界の創造都市間の連携・交流の促進が図られている。**

官民一体となった文化芸術振興のためには、公的財政による支援のみならず、文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進することが重要であるところ、国立文化施設に対する寄附は、新型コロナウイルスの影響により厳しい経済状況のなか、平成 29 年度と比べてほぼ同額を維持しており、**各施設に対する寄附文化の醸成が図られているものと評価できる。**

文化芸術政策に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究が積極的に行われており、**客観的な根拠に基づいた政策立案の機能強化が図られている。**

⁸⁷ 全体評価の検討に当たっては、平成 30 年度以降に実施された行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価（以下「政策評価」という。）及び独立行政法人評価を参考とした。

今後、関係省庁の施策についても追加予定。

Ⅱ. 指標の状況

1 地方公共団体における文化財を保存し活用するための計画の策定等

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	地方公共団体における文化財保存活用地域計画等の作成 ⁸⁸ 改正文化財保護法の施行（平成 31 年 4 月 1 日）以降			38 道府県において文化財保存活用大綱策定（令和 2 年度） 23 市町において文化財保存活用地域計画作成（令和 2 年度）

※令和 3 年 6 月末まで、39 道府県において策定

※令和 3 年 12 月末まで、全国 58 市町（29 道府県）において認定

2 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	国内の創造都市に関するネットワーク組織である「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」参加自治体数	170 自治体 ⁸⁹	103 自治体（平成 29 年度）	117 自治体（令和 2 年度）

3 地域の文化芸術環境の整備

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	地域の文化的環境の満足度（文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等）	60% ⁹⁰	33.5%（平成 30 年度）	36.5%（令和 2 年度）

4 文化芸術に対する寄附の増加

	指標項目	目標	計画期間前	計画期間後
ア	国立美術館・博物館の寄附金受け入れ額	1,601 百万円以上 ⁹¹	1,458 百万円（平成 29 年度）	1,493 百万円（令和 2 年度）

※なお、平成 30 年度、令和元年度と約 1700 百万円の寄附を受け入れており、平成 28 年度

⁸⁸ 文化庁調べ

⁸⁹ 文化庁調べ

⁹⁰ 文化庁調べ（目標設定時から調査方法が変更）

⁹¹ 文化庁調べ なお、政策評価において、平成 23 年から 27 年度の寄附受入額に基づき、その平均値を目標として設定している。

以降、目標を超える水準の寄附を受け入れた年度も存在している。

5 客観的なデータ等に基づく政策立案

計画期間中、主に以下のとおり、毎年度調査研究を実施し、文化GDPの拡大方策の検討等に活用している。

平成30年度	文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究（文化GDP整備）
令和元年度	文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究（文化GDP整備）
令和2年度	文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究（文化GDP整備）
令和2年度	文化統計の整備に関する調査研究事業（文化芸術関連データの整備）

Ⅲ. 主な取組

①法改正

【平成30年度】

- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立

②税制改正

【平成30年度】

- ・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

③事業

（地域の文化芸術活動の振興）

舞台芸術創造活動活性化事業、戦略的芸術文化創造推進事業、芸術祭・芸術選奨、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、文化芸術創造拠点形成事業、文化芸術創造都市推進事業

（文化政策の調査研究）

文化行政調査研究、地方文化行政状況調査、新政策課題対応調査

IV. 課題

- ・ 地方における文化財の保存・活用については、文化財保護法の改正により、都道府県における文化財保存活用大綱の策定が可能となったこと、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度が創設されたことにより、地域における文化財の総合的・一体的な保存・活用に向けた官民連携した体制整備が進んでいる。現在、市町村における計画策定に向けた検討が進められており、今後計画認定が一層進むことが求められる。
- ・ 地域の連携・協働など、体制の構築は一定程度進んでいるものの、地域の文化的環境の満足度は目標に届いておらず、こうした体制を活用して実際に成果を上げることが求められる。
- ・ 自治体間の地域連携・協働については、CCNJ の参加自治体数が目標達成には至っていないものの、一定規模での連携・協働を可能とするプラットフォームの形成がなされた。今後はプラットフォームにおける連携・協働の強化、内容の充実に向けて、一層の取組の促進が必要である。
- ・ コロナ禍において文化芸術活動に対する寄附活動の重要性が再認識されており、寄附拡大に向けた取組が必要である。あわせて、国民の文化芸術活動に対する寄附活動の傾向が把握できていないため、その方策について検討すべきである。
- ・ コロナ禍の影響を受け、感染拡大防止の観点から、美術館・博物館が閉館・展示中止・規模縮小を余儀なくされ、入場者数・利用者数は減少していることから、政策遂行の影響を正しく評価することが困難な状況となった。文化施設は地域の文化芸術振興の拠点として極めて重要な役割を有していることから、こうした施設の運営や活動について評価をすることを検討すべきである。

V. 今後の方向性

- ・ 地方における文化財の保存・活用について、特に、文化財保護法に基づく、市町村における文化財保存活用地域計画の認定を進め、地方自治体と関係団体、文化施設、企業等との連携強化を進めていく。同様に、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加や連携・交流を促進していく。
- ・ 寄附文化の受入れについては、文化芸術に対する寄附意識を醸成し、寄附を促進するための、より一層の取組を行う。また、国民の寄附行動の傾向を適切に把握できる指標について検討する。
- ・ 第2期基本計画の策定に当たっては、本中間評価に基づき、現在設定している目標や指標の有効性等を精査し、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮する。

(参考) 各戦略の評価に当たって参照した、第1期基本計画期間中のグッドプラクティスの例

※各事例の詳細については、巻末の別紙「文化芸術推進基本計画（第1期）中間評価 グッドプラクティス」を参照。

・戦略1（別紙 p. 3～12）

①文化芸術活動の振興

- ア) 戦略的芸術文化創造推進事業
- イ) 舞台芸術創造活動活性化事業
- ウ) メディア芸術の創造・発信プラン
- エ) 日本映画の創造・振興プラン

②文化財の保存・継承

- ア) 文化発信・アーカイブの整備（旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信、文化遺産のオンライン構想の推進）
- イ) 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
- ウ) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業
- エ) 重要文化財等防災施設整備事業

③生活文化の振興

- ア) 生活文化調査研究事業
- イ) 日本の食文化等実態調査
- ウ) 伝統文化親子教室事業
- エ) 食文化推進事業
- オ) 生活文化振興等推進事業

④子供の芸術教育・体験の充実

- ア) 文化芸術による子供育成事業
- イ) 伝統文化親子教室事業

⑤国語施策の充実

⑥著作権制度の整備・普及

・戦略2（別紙 p. 14～23）

①文化資源を活用した付加価値創出（観光等）

- ア) 文化財多言語解説整備
- イ) 日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信
- ウ) Living History（生きた歴史体感プログラム）事業

②メディア芸術の振興

- ア) メディア芸術の創造・発信プラン

イ) 日本映画の創造・振興プラン

③文化財の保存・継承

ア) 文化発信・アーカイブの整備（旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信、文化遺産のオンライン構想の推進）

イ) 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

ウ) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業

エ) 重要文化財等防災施設整備事業

④生活文化の振興

ア) 生活文化調査研究事業

イ) 日本の食文化等実態調査

ウ) 伝統文化親子教室事業

エ) 食文化推進事業

オ) 生活文化振興等推進事業

⑤著作権制度の整備・普及

・戦略3（別紙 p. 25～31）

①文化芸術によるイノベーション創出・国家ブランド構築

ア) トップアーティストのグローバル展開支援

イ) 2020を契機とした日本博の成功とレガシー創出（オンラインを活用した鑑賞スタイルの創出）

②メディア芸術の振興

ア) メディア芸術の創造・発信プラン

イ) 日本映画の創造・振興プラン

③日本語教育の振興

ア) 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

イ) 日本語教室空白地域解消の推進等

④文化財の保存・継承

ア) 文化発信・アーカイブの整備（旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信、文化遺産のオンライン構想の推進）

⑤著作権の国際協力

・戦略4（別紙 p. 33～38）

①文化芸術による共生社会の実現

ア) 障害者による文化芸術活動推進事業

②文化財の保存・継承

ア) 文化発信・アーカイブの整備（旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信、文化遺産のオン

ライン構想の推進)

③地域の文化芸術環境の整備

- ア) 文化芸術創造拠点形成事業
- イ) 地域文化財総合活用推進事業
- ウ) 国民文化祭

④子供の芸術教育・体験の充実

- ア) 文化芸術による子供育成事業
- イ) 伝統文化親子教室事業

⑤日本語教育の振興

- ア) 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- イ) 日本語教室空白地域解消の推進等

・戦略5（別紙 p.40～46）

①博物館・文化施設の振興と専門人材育成

- ア) ミュージアム・エデュケーション研修
- イ) 劇場・音楽堂等基盤整備事業

②文化財の保存継承

- ア) 重要文化財等防災施設整備事業
- イ) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業
- ウ) 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

③日本語教育の振興

- ア) 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- イ) 日本語教室空白地域解消の推進等

④著作権制度の整備・普及

・戦略6（別紙 p.48～49）

①地域の文化芸術環境の整備

- ア) 文化芸術創造拠点形成事業
- イ) 地域文化財総合活用推進事業
- ウ) 国民文化祭

②文化政策の調査研究

- ア) 文化 GDP に関する調査研究
- イ) 大学等との共同研究事業
- ウ) 諸外国における文化政策等の比較調査研究事業
- エ) 文化に関する世論調査